

別紙 4

災害時における避難所等の開設及び運営に関する特記事項

(趣旨)

第1条 災害時に、甲が市民福祉交流センター（以下「本施設」という。）を避難場所、避難所、物資の配送拠点、その他甲が指定する用途（以下「避難所等」という。）として使用する場合における、避難所等の開設及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(災害時対策)

第2条 乙は、「神戸市地域防災計画」に基づき、甲の設置する区災害対策本部（以下「区本部」という。）の指示に従い、避難所等の開設及び運営に施設管理者として甲に協力しなければならない。

2 乙は、緊急事態発生時の緊急連絡網を作成するとともに、緊急時の連絡先等をあらかじめ甲に報告するものとする。

(避難所等の開設等)

第3条 乙は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が本施設を避難所等として使用する場合、区本部の指示に従い避難所等を開設するものとする。

2 乙は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難情報が発令される前に本施設に自主的に避難する者がある場合、速やかに区本部へ報告するものとする。

(避難所等の運営への協力)

第4条 乙は、甲が本施設を避難所等として使用する場合、甲乙協議のうえ、避難所等の運営に協力するものとする。

(一部の業務実施の免除等)

第5条 避難所等の開設及び運営への協力により施設の通常利用の制限を伴う場合、乙は避難所等の開設及び運営への協力により影響を受ける限度において本施設の管理運営業務を実施する義務を免れるものとする。

2 避難所等の開設及び運営への協力により施設の通常利用の制限を伴う場合の指定管理料の減額及び損失の補填については、甲乙間で協議することとする。

3 乙は、避難所等の開設及び運営への協力に係る業務内容及び経費について、甲に書面をもって適宜報告するものとする。

4 避難所等の開設及び運営への協力によって発生した光熱水費・人件費などの必要経費については、合理性が認められる範囲において、甲が費用負担することを原則として、甲乙協議により決定するものとする。

(その他)

第6条 この特記事項に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定める。